

平成 22 年 1 月 7 日

保 護 者 各 位

鶴岡工業高等専門学校  
出納命令役 事務部長 佐々木 宏  
( 公 印 略 )

学生諸納付金の早期納付について(送付)

本校在学中のお子様にかかる学生諸納付金が、まだ未納となっている方は、今年度の自動引落日が下記の2回となっておりますので、必ず学校にお届けの金融機関口座に、引落日の前日までに入金くださるようお願いいたします。

授業料を年度内に納付できない状態になった場合は、学則第36条の2に該当、除籍となります。

保護者の方々には、年度内納付に、ご協力とご理解をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、諸事情によりやむを得ず入金ができない場合は、その旨と納付できる時期について、総務課財務係 大山・三澤(0235(25)9046・9019)まで、必ず、電話連絡願います。

記

- ①自動引落日……………1/26(火) [ **口座入金 1/25(月)まで** ]
- ②自動引落日……………2/26(金) [ **口座入金 2/25(木)まで** ]

(参考)

(除籍)

学則第36条の2 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

四 授業料の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者

(一～三および五 省略)

※ 学則は入学時に配布しております学生便覧に掲載しております。

※今回の文書は本校に在籍している学生の保護者全員に送付しております。